

## 第3章 資料

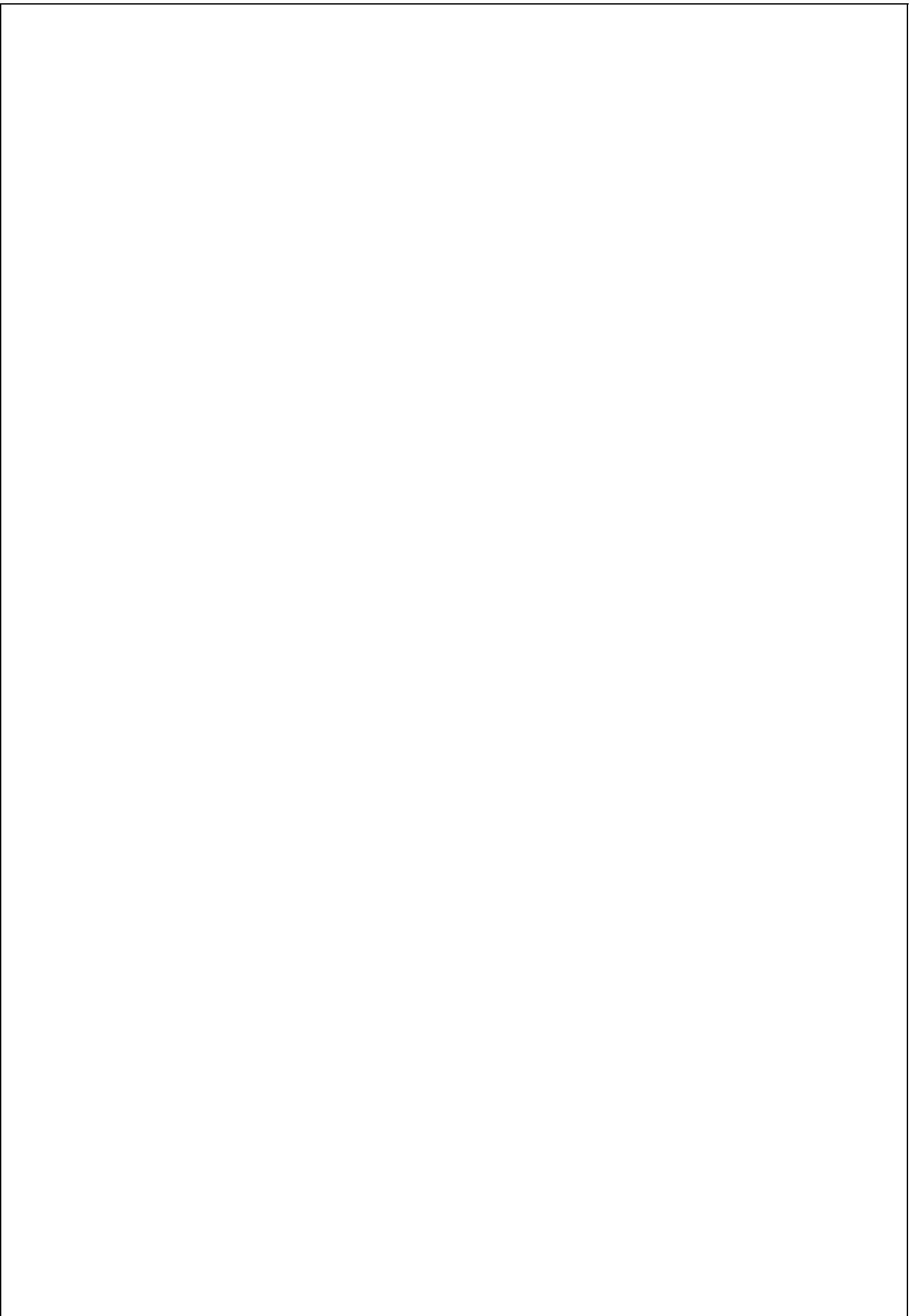
### 1 犯罪被害者等支援に関する法令等

- 犯罪被害者等基本法
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
- 佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例
- 佐賀県犯罪被害者等支援条例

### 2 国の犯罪被害者等基本計画(概要)

### 3 犯罪被害者等支援に関する理解増進

- ・ 犯罪被害者週間と犯罪被害者支援フォーラム
- ・ 児童虐待防止推進月間
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動期間



# I 犯罪被害者等支援に関する法令等

## 資料I<犯罪被害者等基本法>

### ○ 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

犯罪被害者等基本法をここに公布する。

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策(第十一条—第二十三条)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条—第三十条)

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及び他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### (相談及び情報の提供等)

第十一 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

### (損害賠償の請求についての援助等)

第十二 条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

### (給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

### (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (安全の確保)

第十五 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

### (居住の安定)

第十六 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

### (雇用の安定)

第十七 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

### (刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗ちよく状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

### (保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

### (国民の理解の増進)

第二十 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪

被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることがある。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 資料2<犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律>

### ○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(昭和五十五年五月一日)

(法律第三十六号)

犯罪被害者等給付金支給法をここに公布する。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(平一三法三〇・平二〇法一五・改称)

#### (目的)

第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残つた者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

#### (定義)

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

2 この法律において「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。

3 この法律において「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

4 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

5 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病的療養の期間が一月以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

6 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

7 この法律において「犯罪被害者等給付金」とは、第四条に規定する遺族給付金、重傷病給付金又は障害給付金をいう。

(平七法九一・平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

#### (犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

(平二〇法一五・一部改正)

#### (犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、

一時金として支給する。

一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)

二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負った者

三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者

(平一三法三〇・全改)

(遺族の範囲及び順位)

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときになつては同項第二号の子と、その他のときになつては同項第三号の子とみなす。

3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族としない。遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(平二〇法一五・一部改正)

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(平二〇法一五・一部改正)

(他の法令による給付等との関係)

第七条 遺族給付金(第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。)及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

2 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する法律以外の法令(条例を含む。以下この項において同じ。)の規定により療養に関する給付(同条第二項に規定する給付期間におけるものに限る。)が行われるべき場合又はその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかつたことを原因として労働者災害補償保険法その他の

法令の規定による給付(同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。)が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給しない。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(損害賠償との関係)

第八条 犯罪被害を原因として犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

2 国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。

(平二〇法一五・一部改正)

(犯罪被害者等給付金の額)

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかる日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間(以下この項及び次項において「給付期間」という。)における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の政令で定める法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた給付期間における療養に関する給付の額を控除して得た額(当該犯罪被害者がこれらの法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあつては、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額)をいう。次項及び第五項において同じ。)とする。

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日(給付期間内の日(当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。)に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合(国家公安委員会規則で定める場合に限る。)にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。)がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額(当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日(以下この項において「部分休業日」という。)が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。)を加えた額とする。

4 前二項の規定により算定した額が第七条第二項に規定する法令の規定による給付との均衡を考慮して政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該政令で定める額とする。

5 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額(その額が前項の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額)を加えた額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該療養についての犯罪被害者負担額

二 当該療養についての休業日がある場合 当該療養についての犯罪被害者負担額に休業加算額を加えた額

6 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

7 障害給付金の額は、政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額に、障害の程度を基準とし

て政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(裁定の申請)

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知つた日から二年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすることができる。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(裁定等)

第十一條 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定(支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、当該額の犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を取得する。

3 犯罪被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(仮給付金の支給等)

第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者(次条第一項及び第三項において「申請者」という。)に対し、政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。

2 国は、前項の決定があつたときは、仮給付金を支給する。

3 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、国は、仮給付金の額の限度において犯罪被害者等給付金を支給する責めを免れる。この場合において、当該裁定で定める額が 仮給付金の額に満たないときは、その者は、その差額を返還しなければならない。

4 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給しない旨の裁定があつたときは、その者は、仮給付金に相当する金額を返還しなければならない。

5 仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又はその遺族が死亡したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

(平一三法三〇・平二〇法一五・一部改正)

(裁定のための調査等)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるものほか、裁定の手続その他裁判に関し必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金(仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。)の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(平二〇法一五・一部改正)

(時効)

第十六条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

(犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護)

第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(平二〇法一五・平二六法四二・一部改正)

(事務の区分)

第二十条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一法八七・全改、平二〇法一五・一部改正)

(地方自治法の特例)

第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

(平一一法八七・追加、平一一法一六〇・平二〇法一五・平ニ六法六九・一部改正)

(審査請求と訴訟との関係)

第二十一条 第十一条第一項の裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(平ニ六法六九・一部改正)

(犯罪被害者等の支援)

第二十二条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならない。

2 警察本部長等は、前項の規定に基づく措置をとるに当たつては、関係する機関の活動との連携及び調和の確保に努めなければならない。

3 公安委員会は、次条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体(第五項において「犯罪被害者等早期援助団体等」という。)の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

4 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

5 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に対し、当該犯罪被害者等早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、国家公安委員会、公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うように努めなければならない。

(平一三法三〇・追加、平ニ〇法一五・一部改正)

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

3 犯罪被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行うに当たつては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項第二号又は第四号に掲げる事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。

5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要

であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(平一三法三〇・追加、平二〇法一五・一部改正)

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(平一三法三〇・旧第二十二条繰下)

(政令への委任)

第二十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一三法三〇・旧第二十三条繰下)

(罰則)

第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

(平一三法三〇・追加)

第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(平一三法三〇・追加)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、この法律の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について適用する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共

団体その他公共団体の事務(附則第百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前

に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

---

附 則 (平成一三年四月一三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第二十三条を第二十五条とし、第二十二条を第二十四条とし、第二十一条の次に二条を加える改正規定及び本則に二条を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)第四条、第七条及び第九条から第十二条までの規定は、この法律の施行の日以後に行われた犯罪行為(新法第二条第一項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。)による死亡、重傷病(新法第二条第三項に規定する重傷病をいう。)又は障害(新法第二条第四項に規定する障害をいう。)について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害(この法律による改正前の犯罪被害者等給付金支給法第二条第二項に規定する重障害をいう。)については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年四月一八日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。

(遺族給付金及び重傷病給付金に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「新法」という。)第七条及び第九条第三項から第五項までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用し、施行日前に終わ

った犯罪行為による死亡又は重傷病については、なお従前の例による。

(犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下「旧法」という。)第二十三条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧犯罪被害者等早期援助団体」という。)は、新法第二十三条第一項の規定による指定を受けた者(以下「新犯罪被害者等早期援助団体」という。)とみなす。

2 施行日前に前項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体に対してされた旧法第二十三条第五項の規定による命令は、新法第二十三条第五項の規定による命令とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であり、施行日において引き続き当該新犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員となったもの(次項において「継続役員等」という。)に対する新法第二十三条第七項の規定(これに係る罰則を含む。)の適用については、その者が旧法第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密は、その者が新法第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密とみなす。

4 旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であった者(継続役員等を除く。)が旧法第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第二九号で平成二八年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できることとされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこ

ととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九法律四五)抄

(政令への委任)

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成三二年四月一日)

## 資料3<佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例>

### ○ 佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例

平成 26 年 3 月 20 日

佐賀県条例第 17 号

佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例

#### 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 犯罪の防止のための自主的な活動の促進(第 9 条—第 12 条)

第 3 章 学校等における児童等の安全確保等(第 13 条—第 15 条)

第 4 章 犯罪の防止に配慮した環境等の整備(第 16 条—第 19 条)

第 5 章 事業活動における防犯への配慮等(第 20 条・第 21 条)

第 6 章 安全・安心に関する通報その他の措置(第 22 条)

第 7 章 犯罪被害者等に対する支援(第 23 条)

#### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり(以下「安全安心なまちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、安全安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第 2 条 安全安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守り、また、地域の安全は自分達で守るという認識の下に、県民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「県民等」という。)による犯罪の防止のための自主的な活動(以下「防犯ボランティア活動」という。)を基本として推進されなければならない。

2 安全安心なまちづくりは、県、市町及び県民等の相互の連携の下、推進されなければならない。

##### (県の責務)

第 3 条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

##### (県民の役割)

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、安全安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保とともに、安全安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### (事業者の役割)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心なまちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する事業施設及びその事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### (市町への支援)

第 6 条 県は、市町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策について、情報の提供、助言その他

の必要な支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第7条 県は、市町及び県民等と連携して、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(推進計画)

第8条 県は、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき安全安心なまちづくりに関する施策の取組方針

(2) 前号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第2章 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

(防犯ボランティア活動の活性化のための支援)

第9条 県は、県民等が行う防犯ボランティア活動を促進するため、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(防犯ボランティア支援センターの指定等)

第10条 知事は、公安委員会と協議の上、営利を目的としない法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県に一を限って、防犯ボランティア支援センター(以下「支援センター」という。)として指定することができる。

2 支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 防犯ボランティア活動を行う県民等に対し、情報の提供、相談への対応その他の支援を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりの推進のために必要な業務を行うこと。

3 県は、支援センターに対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行いうるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 県は、安全安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、県民等の安全安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、安全・安心の日及び安全安心なまちづくり旬間を設けるものとする。

3 安全・安心の日は毎月26日とし、安全安心なまちづくり旬間は毎年10月11日から同月20日までとする。

(高齢者等の安全確保)

第12条 県は、高齢者、子ども、女性その他特に防犯上の配慮を要する者(以下「高齢者等」という。)が犯罪による被害を受けないようにするため、市町及び県民等が連携し、地域ぐるみで高齢者等の安全が確保されるように、市町及び県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 学校等における児童等の安全確保等

(学校等における安全確保)

第13条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該学校等において、乳幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)が犯罪による被害を受けないようにするための安全の確保(以下「安全確保」という。)に努めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、地域の実情に応じて、児童等の保護者、地域において防犯ボランティア活動を行う県民等及び警察署その他の関係機関の職員と連携を図り、当該学校等における児童等の安全確保のための体制の整備に努めるものとする。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における児童等の安全確保対策の実施

について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同で、学校等における児童等の安全確保のための指針を定めるものとする。

(通学路等における安全確保)

第 14 条 通学の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、学校等の所在する地域の住民及び警察署長は、連携して、当該通学路等における児童等の安全確保に努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同で、通学路等における児童等の安全確保のための指針を定めるものとする。

(児童等の規範意識の向上と安全に関する教育の充実)

第 15 条 県は、学校等、家庭及び地域と連携して、児童等が犯罪による被害を受けないようにするために教育及び犯罪を起こさないようにするための教育の充実を図るよう努めるものとする。

第 4 章 犯罪の防止に配慮した環境等の整備

(犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備)

第 16 条 道路、公園、駐車場その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所(以下「公共空間等」という。)を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する公共空間等の整備に努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する公共空間等の普及及び重要性についての啓發に努めるものとする。

3 知事及び公安委員会は、共同で、犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(インターネットの安全な利用)

第 17 条 県民は、インターネットの安全な利用に努めるものとする。

2 県は、インターネットを利用する犯罪による被害を防止し、及び県民が安全に安心してインターネットを利用ができるようにするため、県民等及び関係機関に対し、必要な情報の提供、助言等を行うものとする。

(防犯カメラの適正な運用)

第 18 条 知事及び公安委員会は、共同で、防犯カメラ(犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。)の適正な設置及び利用に関する指針を定めるものとする。

2 公共空間等に防犯カメラを設置し、又は利用する者は、前項の指針に基づき、適正な運用に努めるものとする。

(自転車盗難防止のための施錠等の促進)

第 19 条 自転車の利用者は、自転車を駐車する際、確実に施錠するものとする。

2 駐輪場の管理者は、当該駐輪場の利用者に対し、自転車を駐車する際、施錠するよう注意を促すものとする。

3 自転車の販売業者は、盗難防止に配慮した施錠装置等を有する自転車の普及に努めるものとする。

4 警察署長は、自転車の盗難被害の発生状況に鑑み、自転車の盗難を防止する必要性が高いと認められる駐輪場を施錠重点対象駐輪場として指定することができる。

5 前項の規定による指定を受けた施錠重点対象駐輪場の管理者は、次に掲げる盗難防止措置を行うことができる。

(1) 当該駐輪場に駐車された自転車の施錠の有無を確認し、施錠されていないものに施錠すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、自転車の盗難防止のために必要な措置を講じること。

6 警察署長は、前項に規定する駐輪場の管理者に対し、自転車の盗難防止に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

## 第5章 事業活動における防犯への配慮等

### (犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等)

第20条 事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する事業施設の整備に努めるものとする。

2 警察署長は、事業施設を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した事業施設の構造、設備等について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

### (防犯責任者の設置等)

第21条 事業者は、その所有し、又は管理する事業施設及びその事業活動における防犯上の安全の確保のため、事業所ごとの実情に応じて、従業員に対する防犯に関する指導及び防犯設備の維持管理等を行う責任者の設置など、犯罪の防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

## 第6章 安全・安心に関する通報その他の措置

第22条 法令に抵触すると思われる行為を把握した者は、警察、学校その他関係機関への通報その他適切な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第7章 犯罪被害者等に対する支援

第23条 県は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るために、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援に関する施策を講じるものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じ、国、市町その他の関係機関及び関係団体と連携して行うものとする。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 資料4<佐賀県犯罪被害者等支援条例>

### ○ 佐賀県犯罪被害者等支援条例

平成 29 年 3 月 23 日  
佐賀県条例第 11 号

佐賀県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

#### 佐賀県犯罪被害者等支援条例

##### (目的)

第 1 条 この条例は、予期せざる犯罪等に巻き込まれ、直接的、副次的な被害に苦しめられている犯罪被害者等に対して、社会全体がその立場に立ち、その心に寄り添った支援を行うことが大切であることから、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、その基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる佐賀県を目指すことを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

##### (基本理念)

第 3 条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けとることを旨として推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係するものが相互に連携協力して推進されなければならない。

##### (県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (県民の責務)

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏

を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第 7 条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画の策定)

第 8 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第 9 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 10 条 県は、国、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第 11 条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 12 条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第 13 条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるようするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第 15 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 16 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮等)

第 17 条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生

## 活の平穏

その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。

### (経済的な助成に関する情報の提供等)

第 18 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (県民等の理解の増進)

第 19 条 県は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

### (人材の育成)

第 20 条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

### (民間支援団体等に対する支援)

第 21 条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

### (意見の反映)

第 22 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に当たっては、犯罪被害者等をはじめ広く県民から意見を聴き、その反映に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 国の犯罪被害者等基本計画(概要)

犯罪被害者等基本法第8条により、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされています。なお、同基本法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画(第1次基本計画)が策定されて以降、5年毎に見直され、現在、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月策定)が示されておりますが、計画の基本方針や重点課題は変更なく引き継がれています。

### 【基本方針】

犯罪被害者等が直面している困難な状況を開示し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものとなっています。

### 【4つの基本方針】

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

★ この4つの基本方針は、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる3つの「基本理念」(犯罪被害者等基本法第3条に規定)と国民の責務(犯罪被害者等基本法第6条)を併せたものです。

### 【重点課題】

犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を踏まえて、大局的な課題として掲げられたもので、関係府省庁がそれぞれに対応していくのみならず、各府省庁が、有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下で横断的に取り組んでいく必要があるものとなっています。

#### 【5つの重点課題】

- ① 損害回復・経済的支援等への取組(基本法第12・13・16・17条関係)  
犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行う。
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(基本法第14・15・19条関係)  
犯罪被害者等が犯罪等により直接的な心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止するとともに、再被害を防止し、安全を確保する。
- ③ 刑事手続への関与拡充への取組(基本法第17条関係)  
犯罪被害等が、捜査や刑事裁判等、その被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようとする。
- ④ 支援等のための体制整備への取組(基本法第11・21・22条関係)  
犯罪被害等の誰もが、被害直後から、必要な時にいつでも、専門的知識と技能に裏付けられた施策が受けられるなど継ぎ目のない支援体制を構築していく。
- ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(基本法第20条関係)  
犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できるものであるため、国民の理解と配慮・協力を促す施策を講じていく。

※ 犯罪被害者等基本計画の詳細については、警察庁ホームページをご覧ください。

### 3 犯罪被害者等支援に関する理解増進

#### ○ 犯罪被害者週間と犯罪被害者支援フォーラム

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)を「犯罪被害者週間」と定めています。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

毎年「犯罪被害者週間」にあわせて、県、警察本部、被害者支援ネットワーク佐賀VOISSの3者共催で、犯罪被害者遺族の講演等を含む広報啓発イベントを行っています。



#### ○ 児童虐待防止推進月間

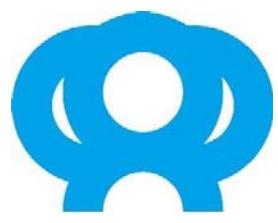
国(主唱者:厚生労働省)では、毎年11月を「児童虐待防止月間」と定めています。

県では同期間において児童虐待防止のための「ストップ!!児童虐待街頭キャンペーン」を開催するなど、広報啓発に取り組んでいます。

#### ○ 女性に対する暴力をなくす運動期間

国(内閣府男女共同参画局)では、毎年11月12日から11月25までの間を「女性に対する暴力をなくす運動期間」と定めています。

県では同期間において女性に対する暴力防止講演会やDV防止啓発展示等、広報啓発に取り組んでいます。



佐賀県

<https://www.pref.saga.lg.jp/>